

大通達甲（組対）第1号
大通達甲（留管）第1号
大通達甲（生企）第19号
大通達甲（刑企）第13号
大通達甲（交企）第5号
大通達甲（備一）第6号
平成28年8月18日

簿冊名	例規(1年)
保存期間	1年

警務部留置管理課長
生活安全部各課長
刑事部各課長
交通部各課・隊長
警備部各課長
各警察署長

殿

刑 事 部 長
警 務 部 長
生 活 安 全 部 長
交 通 部 長
警 備 部 長

外国人を拘禁した場合等の領事機関に対する通報及び領事官の訪問通信権について（通達）

外国人を拘禁した場合の領事機関に対する通報等の措置については、「外国人を拘禁した場合等の領事機関に対する通報及び領事官の訪問通信権について」（平成25年12月9日付け大通達甲（組対）第2号、（留管）第4号、（生企）第19号、（刑企）第15号、（交企）第8号、（備一）第9号）により実施しているところであるが、この度、新たにモルドバ大使館が日本に設置されたことに伴い、下記のとおり行うこととしたので、事務処理上誤りのないようになされたい。

なお、前記通達は、廃止する。

記

1 領事機関に対する通報の手続

(1) 権利の告知

外国人を拘禁した場合には、当該外国人の弁解を録取する際に、領事官への通報要請確認書（第1号様式上欄）により、当該外国人が自国の領事機関に対する通報を求める権利及び我が国の法令に反しないように領事官に信書を発する権利を行使できることを遅滞なく告知すること。ただし、中華人民共和国（香港特別行政区及びマカオ特別行政区を含む。）の国民（別段の証明がなされる場合を除くほか、自らが中華人民共和国の国民であると主張する者を含む。）を拘禁した場合は、領事官との面談希望確認書（第2号様式）により、領事関係に関する日本国と中華人民共和国との間の協定（平成22年

条約第1号)第8条1(b)から(d)までに規定されている権利を有していることを遅滞なく告知すること。

(2) 通報手続

ア 拘禁した外国人が中華人民共和国の国民でない場合には、自国の領事機関に対して当該拘禁の事実を通報されることを希望するか否かについて、前記(1)に従って領事機関への通報要請確認書により確認するとともに、当該外国人が通報を希望した場合には、拘禁場所を管轄する領事機関に対し、拘禁の事実を遅滞なく通報すること。ただし、イギリス、ハンガリー、ポーランド並びに日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の領事条約(昭和42年条約第9号)承継国のアゼルバイジャン、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、ジョージア、タジキスタン、トルクメニスタン、ベラルーシ、モルドバ及びロシア(以下「日ソ領事条約承継国」という。)の国民を拘禁した場合には、当該外国人が希望するか否かを問わず、当該国の領事機関に対して通報すること。

なお、これらの通報を行う場合においては、通報控(第1号様式下欄)を作成し、当該通報の経緯を明らかにしておくこと。

イ 拘禁した外国人が中華人民共和国の国民である場合には、領事官との面談希望確認書により領事官との面談希望の有無を確認すること。また、同人の要請があるか否かにかかわらず、遅くとも当該拘禁の日から4日以内に、領事通報表(第3号様式上欄)により、同国の領事機関に対して当該拘禁の事実及び理由を通報すること。

なお、これらの通報を行う場合においては、当該通報の経緯を明らかにしておくこと。

ウ 前記ア及びイの規定による通報は、当該事案について指名された捜査主任官が行うこと。

エ 前記ア及びイの規定による通報は、当該通報を行う前に釈放した場合は必要がない。

オ 警察活動の過程で中華人民共和国の国民が死亡したことを初めて認知した場合には、死亡通知(第3号様式下欄)を作成した上、同国の領事機関に通報すること。

2 領事官の訪問通信権

領事官は、我が国の法令に反しないように、自国の国籍を有する被拘禁者を訪問し、これと通信することができるが、かかる権利が行使される場合には、次の点に留意すること。

(1) 領事官が面談を求めて来た場合は、当該領事官の身分を身分証明書等により確認の上、被拘禁者が面談を希望するか否かを確認すること。

(2) 被拘禁者が中華人民共和国の国民でない者であつて、面談を希望しない場合には、領事官との面談に関する意思確認書(第4号様式)により、その旨を明らかにするとともに、領事官から要求があれば当該確認書を提示し、又はその写しを交付すること。

被拘禁者が中華人民共和国の国民である場合には、領事官との面談希望確認書により、その旨を明らかにし、必要に応じて領事官に当該確認書を提示すること。

(3) ハンガリー、ポーランド及び日ソ領事条約承継国の国民を拘禁した場合には、拘禁時から起算して遅くとも4日までの間に1回目の訪問又は通信を行わせなければならないので注意すること。

3 被拘禁者の国籍の確認

外国人を拘禁した場合には、当該外国人の所持する旅券、在留カード、特別永住者証明書、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号。以下「改正入管法」という。）附則第15条第1項の規定により在留カードとみなされる外国人登録証明書又は同法附則第28条第1項の規定により特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書（以下単に「外国人登録証明書」という。）等の身分証明書から、当該外国人の国籍を確認すること。この場合においては、次の点に留意すること。

- (1) 重国籍者を拘禁した場合は、当該被拘禁者の希望する国の領事機関又は領事官に対し、前記1及び2に規定する手続を執ること。
- (2) 無国籍者でありながら外国政府の庇護の下に当該外国政府発行の旅券を所持して我が国に入国した者を拘禁した場合には、当該旅券発行国の領事機関又は領事官に対し、前記1及び2に規定する手続を執ること。
- (3) 台湾発行の旅券又は国籍・地域欄が「台湾」である在留カード若しくは特別永住者証明書を所持している被拘禁者については、前記1及び2に規定する手続を執らないこと。
なお、外国人登録証明書の国籍欄の記載が「中国」であるなど、拘禁した者が台湾居住者であるか否か不明である場合には、前記1及び2に規定する手続を執ること。
- (4) 在留カード若しくは特別永住者証明書の国籍・地域欄又は外国人登録証明書の国籍欄の記載が「朝鮮」である者の中には、大韓民国の国籍を有する者も含まれていることから、改正入管法による廃止前の外国人登録法（昭和27年法律第125号）第4条第1項の外国人登録原票の「国籍の属する国における住所又は居所」の記載、旅券、国籍証明書、住民登録証、供述等により、その者の国籍を確認し、大韓民国の国籍を有する者でないことが判明した場合は、前記1及び2に規定する手続は執らないこと。

4 様式の制定

前記1及び2に規定する手続に使用する様式の作成については、次の要領によること。

- (1) 領事官への通報要請確認書（第1号様式上欄）
 - ア 取扱警察官は、日付、被拘禁者氏名、取扱警察官所属及び階級を記入の上、署名押印し、被拘禁者に提示すること。
 - イ 被拘禁者に通報希望の有無を国名とともに記入させた上、署名させること。
 - ウ 通報に使用した様式については、事案を所管する警察署又は警察本部担当所属において保管すること。
 - エ 英語以外の対訳言語に係る様式については、刑事部組織犯罪対策課長が別に定める。
- (2) 通報控（第1号様式下欄）

領事機関に通報した後、通報を行った警察官が所要の項目を記入すること。
- (3) 領事官との面談希望確認書（第2号様式）
 - ア 中華人民共和国の国民を拘禁し、領事通報表により領事機関に通報する際に、取扱警察官は、当該通報を行う日付、被拘禁者氏名、取扱警察官所属及び階級を記入の上、署名押印し、当該被拘禁者に対し、領事官との面談の希望の有無を記入させ、署名させること。
 - イ 面談希望確認に使用した様式については、事案を所管する警察署又は警察本部担当所属において保管するとともに、必要に応じて領事官に提示すること。

(4) 領事通報表（第3号様式上欄）

ア 取扱警察官は、身分事項（本人供述）、証明書情報、当該人に対する権利の告知時間、領事面談の希望の有無、事案の概要、死亡通知等必要事項を記入の上、領事機関に通報すること。

イ 通報に使用した様式については、事案を所管する警察署又は警察本部担当所属において保管すること。

(5) 領事官との面談に関する意思確認書（第4号様式）

ア 領事官から面談の申し出を受けた場合は、当該領事官の身分を確認し、被拘禁者の面談に係る希望を聴取することとし、当該被拘禁者が当該領事官との面談を拒否した場合には、取扱警察官は、日付、取扱警察官所属及び階級を記入の上、署名押印し、当該被拘禁者に署名させること。

イ 意思確認に使用した様式については、事案を所管する警察署又は警察本部担当所属において保管するとともに、必要に応じて領事官に提示し、又はその写しを交付すること。

（組織犯罪対策課国際専門捜査係）

（留置管理課企画・指導係）

（生活安全企画課企画係）

（刑事企画課企画係）

（交通企画課企画係）

（警備第一課企画係）

領事通報表

通報先機関：駐日中華人民共和国大使館／〇〇総領事館 事件番号：

1 身分事項（本人供述）	
氏名（英、中国語名）： _____	性別： <input type="checkbox"/> 男 / <input type="checkbox"/> 女
生年月日： _____	国籍： _____
本国における住所地： _____	
2 証明書情報	
身分証の種類： 旅券 <input type="checkbox"/> / 身分証 <input type="checkbox"/> / その他 <input type="checkbox"/> _____	
氏名（英、中国語名）： _____	性別： <input type="checkbox"/> 男 / <input type="checkbox"/> 女
生年月日： _____	国籍： _____
証明書番号： _____	発行機関： _____
発行年月日： _____	有効期限： _____
入国年月日： _____	入国港： _____
当該人に対する権利の告知時間	年 月 日 時 分
領事面談の希望の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
事 案 の 概 要	
1 逮捕日時・場所（収容日時・場所）：	
2 逮捕罪名・留置場所（収容事由・収容場所）：	
3 罰条：	
通報機関：	
通報日時： 年 月 日 時 分	連絡者の氏名及び職務
連絡先電話：	ファックス番号：

死 亡 通 知	
1 死者の氏名、生年月日、性別等：	
2 証明書（旅券）番号等：	
3 死亡日時、場所：	
4 死体の状況等：	
5 死体の措置等：	

注意 この表は日本において使用する。

別記様式第 4 号

領事官との面談に関する意思確認書

Confirmation concerning the will to meet with consular officer

年 月 日

印

取扱警察官所属、階級、氏名 印

私は領事官との面談を希望しません。

I decline to meet with the consular officer.

()

被拘禁者署名

signature of the detained